

瑞協第130号
令和7年3月25日

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会長 様

瑞穂市長 森 和 之



諮 問 書

下記の事項について、瑞穂市まちづくり基本条例第22条に規定する貴委員会への諮問を行い、意見を求めます。

1. 諮問事項

- ① 市民協働のまちづくりに関する取り組みの審議及び評価について
- ② 今後のまちづくりの推進体制について

2. 諮問趣旨

瑞穂市では、瑞穂市まちづくり基本条例に基づき、市民主体の持続可能なまちづくりを推進しております。しかしながら、少子高齢化や価値観の多様化が進み、また、新型コロナウイルス感染症も重なったことから自治会加入率も低下し、地域コミュニティの希薄化を懸念しております。

先の瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会における貴重なご提言（答申）を踏まえ、市民参画の促進やわかりやすい仕組みづくり並びにさらなる推進を図るために市の体制の見直しを行いました。

持続可能なまちづくりを進める上で地域活動や市民団体の自律的な活動を支えるための「中間支援組織」の在り方についても議論が必要であると考えております。

また、先の答申を受け、瑞穂市まちづくり基本条例に「未来を担う子どもたちの参画機会及び権利の保障について」の条文を追加しました。令和6年1月4日には、「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行い、こどもを社会の真ん中に据えた施策を推進することを表明しました。こどもを取り巻く環境の改善や、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、行政だけでなく地域全体での支援体制の構築が重要であると考えております。

こうした観点から、施策の具体的な進捗状況や成果、課題についての審議及び評価をいただき、今後の方向性について広くご意見をいただきたく存じます。